

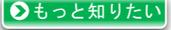
漁業・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（1／4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>経営の継続に向けた取組を支援</p>	<p>【経営継続補助金】 ※申請の受付は終了しました 農林漁業者が行う、 （1）農協、森林組合、漁協等「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む経営の継続に向けた取組を支援 ① 国内外の販路の回復・開拓 ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換 ③ 円滑な合意形成の促進等 ※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。 （2）事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策</p>	<p>支援対象： 農林漁業者（個人及び法人）※ 常時従業員数が20人以下のもの 補助率： （1）3/4（補助上限額は100万円（共同申請の場合は、1,000万円）） （2）定額（（1）の補助額が上限。ただし50万円まで（共同申請の場合は、50万円まで））</p>	<p>水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2345</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>
<p>魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援</p>	<p>【漁業収入安定対策事業】 ①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ふらすの基金を積み増し ②併せて、積立ふらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を措置</p>	<p>支援対象：漁業者 積立金負担割合：漁業者と国の積立金の負担割合は1：3 事業実施主体：漁業共済組合連合会</p>	<p>水産庁漁業保険管理官 TEL：03-6744-2356</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画</p>
<p>漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援</p>	<p>【水産業労働力確保緊急支援事業】 ①人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金、保険料、宿泊費を支援 ②遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費や、外国人船員を現地において配乗する際の経費を支援</p>	<p>支援対象：漁業者、水産加工業者 補助率：漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛り増し賃金（上限500円/時）、保険料、宿泊費は定額、遠洋漁船の外国人船員を継続雇用する又は外国人船員を現地において配乗する際の掛り増し経費は1/2 事業実施主体：①全国水産加工業協同組合連合会、②（一社）大日本水産会</p>	<p>（漁業者向け） 水産庁企画課 TEL：03-6744-2340 （水産加工業者向け） 水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2349 （遠洋漁船向け） 水産庁国際課 TEL：03-6744-2364</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画</p>

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
水産物の販売促進	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】</p> <p>※申請の受付は終了しました</p> <p>インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている水産物について、インターネット販売を行う際の送料等を支援</p>	<p>支援対象：漁業者、民間団体等</p> <p>補助率：定額</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>水産庁栽培養殖課</p> <p>TEL：03-3501-3848</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p> <p>実施要綱・要領</p>
水産物の一時保管に要する費用の支援	<p>【特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援</p>	<p>支援対象：漁業者団体等</p> <p>補助率：定額、対象経費の2/3</p> <p>事業実施主体：（公財）水産物安定供給推進機構</p>	<p>水産庁加工流通課</p> <p>TEL：03-6744-2350</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
金融支援	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>支援対象：漁業者</p> <p>融資機関：日本政策金融公庫、漁協等民間金融機関</p>	<p>水産庁水産経営課</p> <p>TEL：03-6744-2347</p> <p>(1) 第1次補正</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p> <p>(2) 第2次補正</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
持続化給付金	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で<u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u></p>	<p><u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u></p>	<p>経済産業省</p> <p>中小企業金融・給付金相談窓口</p> <p>TEL：0570-78-3183</p> <p>もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画（基本情報編）</p> <p>【個人向け】 申請要領 紹介動画</p> <p>【法人向け】 申請要領 紹介動画</p> <p>【申請ページ】 申請ページ</p>

漁業・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（3／4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援</p>	<p>【資源・漁場保全緊急支援事業】 ・休漁を余儀なくされている漁業者が行う、<u>漁場の耕うん・清掃等の漁場保全活動や海洋環境調査・モニタリング、試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集など資源評価や管理手法の検討に資するものを支援</u></p>	<p>支援対象：漁業者団体等 補助率：漁船による漁場の耕うん・清掃（例：6万円/隻・日）、藻場におけるウニ駆除等（例：1万円/人・日）、海水温の観測等の資源調査（例：6万円/隻・日）</p>	<p>水産庁 漁場資源課 TEL:03-6744-2380 栽培養殖課 TEL:03-3502-0895 計画課 TEL:03-3501-3082</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>
<p>雇用調整助成金</p>	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u> 【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 （1）休業等計画届の提出が不要 （2）最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （3）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）の休業等については下記も適用（緊急対応期間については、令和3年2月末まで延長予定） （4）生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 （5）週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 （6）支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日（令和3年2月末まで延長予定））までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 ➤中小企業 4/5、 ➤大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ ➤中小企業 10/10、 ➤大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 ➤中小企業 2,400円/日加算 ➤大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい ▶厚生労働省プレスリリース</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、水産庁が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 <提出先は<u>こちら</u>から></p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校休業等対応助成金</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成</u>（令和2年2月27日から令和2年12月31日まで） ※適用期間は、令和3年2月末まで延長予定</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から12月31日（令和3年2月末まで延長予定）※までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p> </p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>水産庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p>
<p>休業した労働者への支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。 （令和2年4月1日から12月31日までの休業に適用） ※適用期間は、令和3年2月末まで延長予定</p>	<p>支給額： <u>休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × 休業実績</u></p> <p>1日当たり支給額上限： 11,000円</p>	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間 （月曜～金曜）8:30～20:00 （土日祝）8:30～17:15</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>水産庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p>